

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒282-8601

住 所 千葉県成田市古込字古込1-1

氏 名 成田国際空港株式会社

代表取締役社長 田村 明比古

電話番号 0476-34-5084

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	成田国際空港
事業場の所在地	成田市成田国際空港内
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：運輸業 中分類：運輸に附帯するサービス業 小分類：運輸施設提供業
② 事業の規模	令和4年度 営業収益1313億円
③ 従業員数	842人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
●がれき類 整備部 土木・舗装グループ (廃棄物処理計画、自己中間処理後使用計画、廃棄物収集運搬管理)	
●汚泥 施設保全部 機械グループ (廃棄物処理計画、廃棄物収集運搬管理)	
●廃プラスチック、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、廃油、木くず、廃電池類、 管理型混合廃棄物、その他混合 廃棄物	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排出量	13694.97 t	1220.275 t
	(これまでに実施した取組) 【がれき類】成田空港のエプロン舗装改修工事に際して、既設コンクリート舗装を活かしたオーバーレイ工法を採用することにより、コンクリート殻の排出抑制を図った。 【汚泥】外的要因（テナントから排出される汚水、工事車両や荒天により流出した残土など）による排出のため、抑制に関する事項はなし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排出量	32316 t	807.4 t
	(今後実施する予定の取組) 【がれき類】舗装改修に際して、出来る限り既設舗装を活かして殻の発生抑制を図る。 【汚泥】外的要因（テナントから排出される汚水、工事車両や荒天により流出した残土など）による排出のため、抑制に関する事項はなし。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【がれき類】種類：コンクリート殻、アスファルト殻 取組：撤去工種毎に殻運搬車を分けている 【汚泥】汚泥専用の処理施設を有しているため、分別なし。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【がれき類】同上 【汚泥】同上

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	13694.97 t	0 t
	（これまでに実施した取組） <b>【がれき類】</b> 成田空港の滑走路、誘導路、エプロン等の改修工事に伴って発生する建設廃材を、再生砕石にクラッシングして工事用資材として有効利用している。 <b>【汚泥】</b> なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	32316 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） <b>【がれき類】</b> 引き続き、改修工事に伴って発生する建設廃材について、再生砕石にクラッシングして、工事用資材として有効利用していく。 <b>【汚泥】</b> なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	125.8 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	125.8 t
（今後実施する予定の取組） <b>【がれき類】</b> 引き続き、リサイクルプラントにおいて破砕処理を行う。 <b>【汚泥】</b> 前年度と同様の取り組みを行う。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 【がれき類】100%再生利用のため、埋立処分・海洋投棄処分はなし。 【汚泥】自己中間処理及び委託中間処理で減量後、100%再生利用のため、なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 【がれき類】100%再生利用のため、埋立処分・海洋投棄処分はなし。 【汚泥】自己中間処理及び委託中間処理で減量後、100%再生利用のため、なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全処理委託量	0 t	1094.475 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1028.33 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 【汚泥】厨房除害施設から搬出された汚泥は、セメント原料として100%資源化を実施している。 雨水処理施設から搬出された汚泥は、脱水処理後に焼却灰にする。焼却灰をセメント原料として資源化を実施している。 その他空港内（貨物地区側溝他）から搬出された汚泥は、脱水固化処理後、セメント副原料として100%資源化を実施している。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	全処理委託量	0 t	807.4 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	807.4 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p><b>【がれき類】</b> 工事で発生するがれき類については、自己処理で100%再生利用しているため、処理の委託はなし。</p> <p>※工事以外で発生するがれき類は発生ベース(突発案件)のため、処理委託に関する計画はなし。ただし、発生した場合については、がれき類について再生利用ができる処理業者へ委託する。</p> <p><b>【汚泥】</b> 前年度と同様の取り組みを行う。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。







【処理工程】

●がれき類

事業工程図

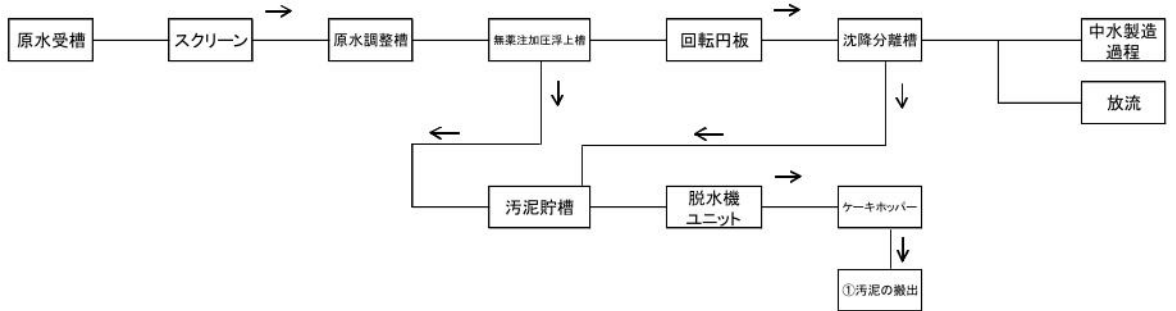


●汚泥

事業工程図

排水処理工程図

レストラン  
厨房排水



凍結防止剤等が混  
入した際の雨水

